

令和2年度4月第1回美浦村定例教育委員会議事録

- 開会日時 令和2年4月23日(木) 午前9時05分
- 閉会日時 令和2年4月23日(木) 午前11時20分
- 開会場所 美浦村役場3階 大会議室
- 出席委員等
  - 教育長 富永 保
  - 教育長職務代理者 山崎 満男
  - 委員 小峯 健治
  - 委員 浅野 千晶
  - 委員 栗山 秀樹
- 出席事務局職員
  - 教育次長 木鉛 昌夫
  - 学校教育課長 小山 久登
  - 指導室長 森永 佐由美
  - 子育て支援課長 福田 浩子
  - 生涯学習課長 吉原 克彦
  - 美浦幼稚園長 坂本 千寿子
  - 大谷保育所長 保科 八千代
  - 木原保育所長 永井 弘子
- 欠席委員 なし
- 傍聴人 なし
- 提出議案及び議決結果

案 件		審議結果
議案第1号	美浦村教育員会教育長の服務について	可決
報告第1号	美浦村立美浦幼稚園運営規程の一部を改正する規程	—
報告第2号	美浦村立大谷保育所運営規程の一部を改正する規程	—
報告第3号	美浦村立木原保育所運営規程の一部を改正する規程	—

○教育次長

開会に先立ちまして、4月1日より富永教育長が就任してございますので、ご挨拶をいただきたいと思います。

**【教育長あいさつ】**

○教育次長

開会に先立ちまして本日の日程についてご審議いただきますようお願い申し上げます。会議は公開としておりますが、教育委員会会議規則第15条の規定により、人事に関する事件、その他の事件については、教育長または委員の発議により、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができるとされております。本日の議案第1号美浦村教育委員会教育長の服務について、こちらは人事案件でありますことから、公開しないことにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○教育委員

異議なし

○教育次長

ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は公開しないことといたします。また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項に、教育委員会の教育長及び委員は自己、配偶者、もしくは3親等以内の親族の一身上に関する事件、または事故もしくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができないと規定されておりますことから、審議の際は、教育長には退席をいただきます。そのため、議案第1号に入りましたら、議事進行は山崎教育長職務代理者をお願いをいたします。それでは、教育委員会会議規則第8条の規定によりまして、教育長、議事進行をお願いいたします。

**【議案第1号 美浦村教育委員会教育長の服務について】**

**【人事案件のため非公開】**

**【教育長退席】**

**【承認】**

**【報告第1号 美浦村立美浦幼稚園運営規程の一部を改正する規程】**

**【幼稚園長 説明】**

**【質疑】**

○小峯委員

2点ほどあります。まず1点目は、今までは、改正した案文が最初のところに載っていて、古い案文は別冊で提供されていたので、大変わかりやすかった。ところ

が今回これを見ると、この提案のところに出ている規則が改正前のもので、この後、改正された規程がどういう形で、条文化されるのかがこれだとわからない。つまり、この後、承認されたとすれば、そのまま次回にもう一度、我々に見せてもらう必要が出て二重になってしまう。今までのやり方の方が大変わかりやすかったと思うんですけど、どうしてこういう形にしたのかということが1点です。

それから、大変よくわかりやすくなったんですけども、規程と訓令の用語の使い方、これが見てみると、今までちょっと気づかなかったんですけど、10ページのところで、この規程に定めるという附則のところ、ずっとこの規程は規程はてきていて、令和元年度のところからこの訓令はと変わってるんですね。これについては、恐らくその訓令という言葉が国家行政組織法のところから持ってきたんだと思うんですけど、この辺の条文の中でも、第17条のところ、規程に定めるといふように書いてありながら、附則のところ、この訓令はといふように規程と訓令とが混在して使われていることはなぜか。この辺の文言について、ほかの保育所のところも全部同じような形になっていますので、こういう同じ行政機関内で使う要綱でありながら規程と訓令を規程の中でもまた、年度を越えてから最近では訓令という表現に変えながらも、でも表題のところでは、運営規程とある。これはどうしてこう使うのかをもし教えてもらえれば、ぜひわかりやすく教えていただきたい。ちょっと私が調べた限りでは、どうしてこういう使い分けをするのかがわからなかったもんですから、この辺、令和元年度以降をこういう方向にきちっと精査するように指示があったのか、美浦村として明確にしたのか、この辺の経緯について教えてください。

#### ○教育次長

まず1点目の、これまで旧要綱が別冊であったのに今回綴じ込んであるということですが、議案が厚くなり過ぎた場合に、先月のように、旧要綱を別冊にいたしました。今月の場合、ページ総数が薄いものですから、旧要綱は中に織り込みました。別冊でない理由はそういうことですが。それから、改正後の条文につきましては、この新旧対照表の改正後だけしかわかりませんので、前後条文の内容がわからないので前の条文を載せてほしいということでしたので、旧改正前の規程も載せてございました。変わった部分については新旧対照表の改正後のほうで見ていただきたいということになるんですが、改めて盛り込んだものもつけたほうがよろしいということでしょうか。

#### ○小峯委員

というのはやっぱり改正後直したところで、よく見ると文字がずれたりワードだから勝手に動いちゃうんですね。そういうことで条文をちゃんと揃えたほうがいいというようなこと、あるいは、以前抜けていたようなこともあったりして、最終的に新しいものはきちっとしてらるっていうことを複数の目で点検したほうがいいという観点で、そういったことを申し上げます。

#### ○教育次長

はい、了解いたしました。新旧対照表ではこの表だけですのでそれをきちんと盛り込んだ形で行ずれであったり文字ずれだったりも確認いただくということで、多分別冊にしたほうが見やすいと思いますので、別冊で新と旧と今後は載せるようにいたしたいと思います。それから2点目の規程と訓令の件でございますが、こちらは美浦村の文書管理規程でも規程と訓令についての明確な位置づけはされてございません。これは美浦村だけではなくて、小峯委員が調べられたように、明確な明文化の規定はないんですが、美浦村で、これまで表題であったり、改正文の中で扱う場合に、もともとこれは規程でございますので、規程という言い方をしております。ただ公布番号をとりまして公布する際には、これはあくまで訓令の中の規程でございますので、附則で公布の場合には、訓令という言い方をしております。これは美浦村のローカルルールでこのようになってございました。そこで、令和元年から変わりましたのは、これは私が去年から次長になりまして、このような取り扱いをしているので、公布については訓令を使うようにということで各幼稚園保育所に指示をしました。委員がおっしゃいますように元年度からは、この訓令はという公布の部分になっているということでございます。訓令の中の一つが規程という扱いでございますので、要綱などでも訓令にする場合があるということで、去年から変わりましたのは、私が指示しました結果このようになっているということでございます。

【報告第2号 美浦村立大谷保育所運営規程の一部を改正する規程】

【報告第3号 美浦村立木原保育所運営規程の一部を改正する規程】

【大谷保育所長 説明】

【質疑 なし】

#### 【その他 人事案件について】

#### ○小峯委員

今回の配布のところに、人事案件がありません。前にもらってますけど、通常31年3月31日と4月1日の異動の際に、資料を我々にはもらえるわけです。それで決定ということで認めていたんですが、今回これはあくまでも内示の資料なんで、どうして配布されないのか。3月16日には、異動内示ということで資料もらってます。通常はこの後3月31日転出、4月1日転入でそこで資料をさらに配られて、それが最終決定ということで、もらってファイルしている。今回、当然ここに資料が載るかなと思っていたんですが、載っていないのは3月16日で替えろという意味なのか、いや、単に配布しないのか、その辺について教えてほしい。

#### ○教育次長

今年はコロナの関係で人事発令交付式は中止となりました。その関係で資料は作成しておりません。同じような書類を用意いたしまして、お届けするようにしたい

と思います。

#### ○小峯委員

小中学校の状況についてこの後、もし説明があるとなれば、そこに任せたいと思うんですがいかがでしょうか。要するに、いつから始まるか、それから幼稚園が明日から休園ということで連絡を受けていますので、その辺の学校の状況をこの後説明があるとなれば待ちますし、もし予定してないとなれば説明してほしいという要望であります。

#### ○教育次長

説明はこの後用意はしてるんですが、大まかなところを申し上げます。まず、学校は5月6日まで今小中学校休業としております。それで県で明日、代表の教育長を集めた教育長会議がございまして、そのときに茨城県としての方針が示されることと思うんですが、もしない場合には、美浦村のコロナ対策本部会議で来週早々には方針を決定したいと考えています。教育長と今話しをしていますのは、今の状況が5月7日まで続く場合に、学校の開業は少し難しいのかなという考えでおります。これは県の指示であったり、美浦村のコロナ対策本部の決定をもって、できれば早い段階で、保護者の方に報告はしたいなということで教育長と詰めております。それから幼稚園につきましては、21日の夕方、急遽公立幼稚園を全て休業とするようという通知が県からありました。さすがに、次の日の22日の朝から幼稚園を休業ということは難しいと判断し、美浦村では本日から幼稚園を休業しております。ただ預かり保育は実施してもよいということでございますので、本当に親御さんの仕事の関係とか、どうしても預かってほしいというお子さんについては、預かり保育で対応しております。本来ですと休業のお預かりについては、日額400円の預かり保育料をいただいているところでございますが、今回は、教育長と村長との協議でコロナウイルス対策で、村の側で休業を行った代替の預かり保育ですので、当面5月6日までの間は料金はいただかないということで預かり保育の実施をしてございます。保育所につきましては通常どおり開園はしてるんですが、教育長通知でなるべく家庭で保育ができる場合には、保育所に預けることは自粛していただきたいというお願いを出してございます。その結果預かるお子さんが減ったということです。親御さんで自分が在宅勤務になったので、自分で見ますというような方がいらっしゃったようで美浦村の保護者の皆様には大変な協力をしていただいて、保育所に来るお子さんの数は減っているということでございます。

#### ○幼稚園長

今日の段階で申請人数は10名となり、今日はお預かりしております。また、都合ができた場合は臨機応変にその日その日に対応ということになっております。保育士は2人で対応しております。

○大谷保育所長

大谷保育所におきましては、保護者の協力をいただきまして、日々、60名台で受け入れを行っております。

○木原保育所長

木原保育所も同じく50名から60名の間でお預かりしております。

○教育長

私からつけ加えさせていただきます。昨日テレビ等でこの緊急事態宣言を解除することの難しさについて報道されたかなと思っております。どういう状態になったら、また国はこの連休中の状況をどのように判断すればよいのかなど、何とか方向性を出そうとしているところでございます。ですので、本村においては国の動向、県の動向、それらを受けながら判断していく、そう思っております。

○小峯委員

どうしてそういう質問したかという、実はこの提供された資料のところ、ホームページではその情報が入っているんですけど、保護者へ出した資料の中には、この5月6日まで延長するという情報が入っていなかったもので、保護者への周知をどうしているのか、ホームページだけでは無理だと思うんですね。それからもう一つは、今朝の新聞情報だと、始業式や各クラス別の指示で、そこで感染が拡大した、クラスターが発生したという、そういう情報もあるので、この辺の今後の見通しについてどうかなという心配もあって質問しています。まだその保護者の方への、臨時休業の延長についてどういう方法をとらえたか、まずこれについて教えてもらいますか。

○学校教育課長

保護者への延長のアナウンスでございますが、この後、ご説明をするところでございますけども、1番最後の1の4の資料をホームページ上ではお話ししています。このときには美浦村の防災メールを使いまして、保護者全員の方に同じ旨のメールを流しました。5月7日まで延期というところをお知らせしているところでございます。当然学校がお休みですので、伝達方法といたしましては、防災メールでお送りするのが一番確実ということを考えましてやらせてもらいました。

○教育次長

始業式でクラスターがという件でございますが、5月7日、8日が木曜日、金曜日になりますので、実は本部会議の中でも休業延長するにしても、一度子どもたちを集めて、またさらに延長するにしても、お話をしたほうがいいのかという意見もございましたが、小峯委員がおっしゃるように、その機会に子どもたちを集めたことで感染が拡大するということも懸念されるため、そこも含め、再延長する場合には、検討しなくてはいけないという教育長からお話がありましたので、そこも

含めて検討するようにいたします。

【コロナ対策 各所属長説明】

【質疑】

○栗山委員

最後に家庭の支援のことでありましたが、大変長い、長期間にわたる休業が続いていて、家庭内のケアについてどう考えていますか。子どもたちがこんなに長い期間、友達と会わなかったり、学校に行かないことはなかったと思いますし、親御さんも、夏休みよりも長い期間をずっと子どもたちと過ごすということで、学習面も、それ相当のケアも必要ですし、いわゆるその自粛ムードで子どもたちもそうですし、家族皆さんのメンタルケアっていうか、どこにも出掛けられないような状態でしたので、体力面も含めいろんなことが考えられると思うんですけども、ある程度ことは家庭で解決したり、対応していただくしかないかなとは思いますが、特に家庭環境で新学期になって担任の先生が変わってしまったり、学校内の環境も変わっているというものがあると思いますので、そのあたりの引き継ぎはされてるかなと思うんですけども、もう一度、そういった家庭訪問だったり、電話等のヒアリングなど、特に注視したり、するべきというか必要がある家庭ですとか、お子さんがいるご家族のケアですか、負担がかかってしまうかなと思うんですけども、よくみていただいて、また学校が再開したときには、それと同時に、気持ちよく学校で生活できるようなそういった、幼稚園と保育所もそうだと思うんですけども、そういったことを先生方と教育委員会で密に連絡をとっていただいて、やっていただきたいと思います。

○指導室長

村内各小中学校におきましては、お休み期間中に新しい学年になったということで、家庭確認をさせていただいております。その際に、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、実際に会わないですむ方法などを検討し、ポストに何月何日からこのようなプリントを入れますよとか、そういったことを行いながら、感染拡大防止に努めているという現状がございます。その中でも、先ほどありましたように、茨城オンラインスタディの活用ということで、県からも推奨されております動画配信、ユーチューブを中心としたものなんですけど、各教科書会社の単元別になっており、約10分から15分程度の動画、そういったものが手軽に、身近に見られるようにだんだん整備されてきております。そちらの活用も含めて、各家庭にはご連絡を差し上げているところです。それから先日、県の保健体育課からも、子どもたちのメンタル、健康状態、そういったところを心配いたしまして、体育のワークシートも送られてきております。シートは1週間単位となっております。そこには検温がついていたり、子どもたちのできる範囲での自己管理ができるような仕組みとなっております。そういったものも少しずつ整ってきております。教職員も16日に全国に拡大されました緊急事態宣言を受けまして、人と人との接触の機会8割削減でき

れば、感染者の増加を減少できるということから、小中学校でも推奨させていただいてまして、時差出勤あるいは、約6割から7割の教職員が今在宅勤務ということをしての勤務も行われつつあります。子どもたちから何かSOSがあった場合には、学校に連絡が入ってそこから担任へという形をとったり、あるいは相談機関の周知を図ったり、ということで保護者の方々初め、子どもたちへのケアも出来ていたらと思っております。さまざまな情報提供をしていきながら、取り組んでまいりたいと思っております。

#### ○教育長

私からつけ加えさせていただきます。4校の校長には、学校再開時、再登校したときにどういうことに気を付けていくのか、体調が悪い子どもがいたときにどう対応するのかなどを事前に確認しておくように指示しました。また、緊急に学校を休みにしなければならないとき連絡の伝達は大丈夫か、万が一、先生が発症した、子どもが発症した場合クラスター化にならないためにはどうするか、そのためにも37度5分の発熱した場合、解熱後4日間は自宅で待機することは非常に大切であることを指導しました。他にも、臨時に養護教諭部会を開催して、37度5分の発熱した子どもが保健室に来た場合、どのように対応すればよいか、防護服はないがどのように対応すればよいのか、今必要な物品は何かなど検討してもらいました。あと、学習面については、今、室長が話したところでございます。ただ、家庭訪問につきましては教員がウィルスを運ぶようなことになっては困りますので、外出8割削減もありますので、積極的に家庭訪問を行うのではなく、電話等で対応をするようなことを伝えました。どうしたら抑えられるか、また、命に勝るものはないなどを念頭に置きながら学校の受け入れ態勢や指導、そして緊急に対応などもできるようにと指示をしたところです。

#### ○浅野委員

今の栗山さんのご意見と重複してしまうと思うんですが、平常時でもなかなか難しいご家庭とかは、お子さんに対応できるご家庭ばかりではなく、若干難しい問題を抱えていたご家庭があったと思うんですけれども、そういったご家庭がこういうときに、さらに心配だなと思います。

#### ○指導室長

今、村の保健センターの児童生徒担当の方々、あるいは、村適応指導教室の相談員の方々、そういった方々の取り組みなども連携し、小中学校の教職員の情報とこの連休前で少しそういう心配なご家庭含めまして、ご連絡等々ができたらと思っております。連休が心配なところですので、精いっぱい協力してやっていきたいと思っております。

#### 【2学期制について】

#### 【指導室長 説明】

【点検評価 委員からの質問について】

【学校教育課長 説明】

【地域交流館みほふれ愛プラザの利用状況について】

【子育て支援課長 説明】

【指定地域未来塾の実績報告及び事業計画について】

【生涯学習課長 説明】

【質疑】

#### ○浅野委員

まずこのいただいた資料なんですけれども、この出席率ですね。これが大変お手間をかけていただいたと思うんですが、意味わかんない。これ一体何人なのかもわかりませんし、これが例えば36回って何月何日なのか、曜日、曜日が土曜日と月曜日でどう違うかっていうのもわからない資料じゃないかと私は思うんです。ちなみに、去年の平成30年度の出席率を、これは、教育委員会でいただいたのか未来塾でいただいたのかちょっと忘れちゃったけれども、手元にあるのはこういうもので、何月何日何曜日第1回出席何人でその下にやっぱり%で、少数点第二位まで62.16%みたいな、これ前回の資料で。むしろ、私はその日にちと出席人数がわかれば、むしろこの第何回とパーセントは要らないのではないと思うんですけど。こちらの新しい資料はその逆の選択をされて、第何回とパーセントだけ残されましたよね。これは例えば36回15%って結局5人なんです。一番多いのが最初だけで、ずっと、61回あたりからもずっと10何%ってのは、結局、5、6人っていうことで、しかも1時間おくれて入ってきたり、1時間だけやって帰ったりする生徒さんもいて私はできるだけ月曜日は1回行くようにしているんですけども、先生が足りないというよりは、先生は何か手持無沙汰で生徒さん、勝手にというか、単語をただ100回書くような勉強している方もいるので、私、だからここでコーディネーターを含んで講師をふやすっていうことが、どういうことなのかちょっと私は意味が疑問なところがあるので、これは今回でなくて、また別なところで、検討していただけたらと思うんですけども、まずこの資料のつくり方について、ご指導いただけたらと思いますので、むしろ、例えば3回未満の子が何名であった、半分以上10回以上80、50回以上きた子が何名であったと。そこで%ですよ、すぐつくるならば何%何回どのぐらいの頻度を使ったね、利用した子が何%か、そこは%がですけども、1番最大最高にきたお子さんが何回で何年生で男女とか、むしろ私はそういう資料がないと、この数字だけでは、全然この未来塾っていうものが見えてこないんじゃないかなというふうに思います。もう1点は改善策のところ、美浦中学校と、情報共有っていうところなんですけども、本当にここをお願いしたいところでして、例えば何月何日に中間テストとか期末テスト、範囲はこういうものですよっていうのがちゃんとしたお子さんがいると、先生今度これだよっていうふうに渡してくださるんですけど、そんなのいつだかわからないというふうな学年だと、全然資料がわか

らなくて全般的な外れなところを教えるてしまったりすることがあるので、むしろ学校から、未来塾にね、教えていただくぐらいの何か位置づけを、中学校でもしてほしいと思っております。美浦中生しか来ていらないわけですから、そちらの中学校からのもっとこう位置づけをしていただいて、こちらの先取りでのなんか、教科書内容も移行措置のせいか、全く違う教え単元が混ざったりすることもありまして、困惑しているのでそういったことも、ぜひ、美浦中学校との連携というところをお願いしたいところです。まだ学校が再開のめどが立たないのにね、ちょっと先取りすると思うんですけども、この機会なのでお願いしたいと思っております。

○生涯学習課長

美浦中との連携、今後私もアクセスして強化できるよう進めていきたいと思っております。また今ご指摘をいただきました資料の出席率等の件につきましてはでき次第、また、皆さんの方にお渡ししたいと思っておりますので、何とぞよろしく申し上げます。